

- クレーンを製作する前に必ずお読みください。
- ご使用になるお客様に必ずお渡しください。
- ご使用になるお客様は必ずお読みください。

クレーン等安全規則 抜 粋 集

No. 16

- この度は、象印製品をお買い求めいただき誠にありがとうございました。
 - クレーンをご使用になる前に、このクレーン等安全規則抜粋集をよくお読みになり正しくご使用下さい。
 - 保守や点検の際にはこのクレーン等安全規則抜粋集が必要になりますので大切に保存して下さい。
 - 分解組立を伴う検査項目は必ず、もよりの象印扱い店及び当社営業所までご用命下さい。
- ★改正 平成6年9月16日 労働省令第40号
★改訂 平成7年12月26日 構造規格改正(労働省告示第134号)



象印
39

象印チェンボック株式会社

〒589-8502 大阪狭山市岩室2丁目180番地
TEL.(072)365-7771(代) FAX.(072)367-2053

クレーン等安全規則の解説（一部写）

- 注1）本書において〔法〕、〔令〕、〔安衛則〕及び〔クレーン則〕とあるのは、それぞれ、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則の条文を示すものである。なお例規等の文中において〈 〉内は現行の令、クレーン則の条文等を示すものである。
- 2）詳細は（社）日本クレーン協会発行の「クレーン等安全規則の解説」を参照下さい。

第 1 章 総 則

（定 義）

第 1 条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 移動式クレーン 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第1条第8号の移動式クレーンをいう。
2. 建設用リフト 令第1条第10号の建設用リフトをいう。
3. 簡易リフト 令第1条第9号の簡易リフトをいう。
4. つり上げ荷重 令第10条のつり上げ荷重をいう。
5. 積載荷重 令第12条第6号の積載荷重をいう。
6. 定格荷重 クレーン（移動式クレーンを除く。以下同じ。）でジブを有しないもの又はデリックでブームを有しないものにあつては、つり上げ荷重から、クレーンでジブを有するもの（以下「ジブクレーン」という。）、移動式クレーン又はデリックでブームを有するものにあつては、その構造及び材料並びにジブ若しくはブームの傾斜角及び長さ又はジブの上におけるトロリの位置に応じて負荷させることができる最大の荷重から、それぞれフック、グラブバケット等のつり具の重量に相当する荷重を控除した荷重をいう。
7. 定格速度 クレーン、移動式クレーン又はデリックにあつては、これに定格荷重に相当する荷重の荷をつつて、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を行なう場合のそれぞれの最高の速度を、エレベーター、建設用リフト又は簡易リフトにあつては、搬器に積載荷重に相当する荷重の荷をのせて上昇させる場合の最高の速度をいう。

（適用の除外）

第 2 条 この省令は、次の各号に掲げるクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又は簡易リフトについては、適用しない。

1. クレーン、移動式クレーン又はデリックで、つり上げ荷重が0.5トン未満のもの
2. エレベーター、建設用リフト又は簡易リフトで、積載荷重が0.25トン未満のもの
3. 積載荷重が0.25トン以上の建設用リフトで、ガイドレール（昇降路を有するものにあつては、昇降路）の高さが10メートル未満のもの
4. せり上げ装置、労働基準法（昭和22年法律第49号）第8条第6号から第17号までに掲げる事業又は事務所を設置されるエレベーター、船舶安全法（昭和8年法律第11号）の適用を受ける船舶に用いられるエレベーター及び主として一般公衆の用に供されるエレベーター

第 2 章 クレーン

第 1 節 製造及び設置

（製造許可）

第 3 条 クレーン（令第12条第3号のクレーンに限る。以下本条から第10条まで、第16条及び第17条並びにこの章第4節及び第5節において同じ。）を製造しようとする者は、その製造しようとするクレーンについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長（以下「所轄都道府県労働基準局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、すでに当該許可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーン（以下この章において「許可型式クレーン」という。）については、この限りでない。

2. 前項の許可を受けようとする者は、クレーン製造許可申請書（様式第1号）にクレーンの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働基準局長に提出しなければならない。
 - 1 強度計算の基準
 - 2 製造の過程において行なう検査のための設備の概要
 - 3 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

（検査設備等の変更報告）

第 4 条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係るクレーン又は許可型式クレーンを製造する場合において、同条第2項第2号の設備又は同項第3号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働基準局長に報告しなければならない。

(設置届)

第5条 クレーンを設置しようとする事業者が、労働安全衛生法（以下「法」という。）第88条第1項の規定による届出をしようとするときは、クレーン設置届（様式第2号）にクレーン明細書（様式第3号）、クレーンの組立図、別表の上欄に掲げるクレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

- 1 据え付ける箇所の周囲の状況
 - 2 基礎の概要
 - 3 走行クレーンにあつては、走行する範囲
2. 前項の規定による届出をする場合における労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第85条第1項の規定の適用については、次に定めるところによる。
- 1 建築物又は他の機械等とあわせてクレーンについて法第88条第1項の規定による届出をしようとする場合にあつては、安衛則第85条第1項に規定する届書及び書類の記載事項のうち前項の規定により提出する届書その他の書類の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。
 - 2 クレーンのみについて法第88条第1項の規定による届出をする場合にあつては、安衛則第85条第1項の規定は適用しないものとする。
 - 3 事業者（法第88条第1項の事業者を除く。）は、クレーンを設置しようとするときは、法第88条第2項において準用する同条第1項の規定により、クレーン設置届（様式第2号）に第1項の明細書、組立図、強度計算書及び書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(落成検査)

第6条 クレーンを設置した者は、法第38条第3項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。

2. 前項の規定による検査（以下この節において「落成検査」という。）においては、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験及び安定度試験を行なうものとする。ただし、天井クレーン、橋形クレーン等転倒するおそれのないクレーンの落成検査においては、荷重試験に限るものとする。
3. 前項の荷重試験は、クレーンに定格荷重の1.25倍に相当する荷重（定格荷重が200トンをこえる場合は、定格荷重に50トンを加えた荷重）の荷をつつて、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を行なうものとする。
4. 第2項の安定度試験は、クレーンに定格荷重の1.27倍に相当する荷重の荷をつつて、当該クレーンの安定に関し最も不利な条件で地切りすることにより行なうものとする。この場合において、逸走防止装置、レールクランプ等の装置は、作用させないものとする。
5. 所轄労働基準監督署長は、落成検査を行なう前1年以内に第8条第1項の仮荷重試験が行なわれたクレーンについては、落成検査の一部を省略することができる。
6. 落成検査を受けようとする者は、クレーン落成検査申請書（様式第4号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(落成検査を受ける場合の措置)

第7条 落成検査を受ける者は、当該検査を受けるクレーンについて、荷重試験及び安定度試験のための荷及び玉掛用具を準備しなければならない。

2. 所轄労働基準監督署長は、落成検査のために必要があると認めるときは、当該検査に係るクレーンについて、次の事項を当該検査を受ける者に命ずることができる。
 - 1 安全装置を分解すること。
 - 2 塗装の一部をはがすこと。
 - 3 リベットを抜き出し、又は部材の一部に穴をあけること。
 - 4 ワイヤロープの一部を切断すること。
 - 5 前各号に掲げる事項のほか、当該検査のため必要と認める事項。
3. 落成検査を受ける者は、当該検査に立ち会わなければならない。

(仮荷重試験)

第8条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係るクレーン又は許可型式クレーンについて、所轄都道府県労働基準局長が行なう仮荷重試験を受けることができる。

2. 仮荷重試験を受けようとする者は、クレーン仮荷重試験申請書（様式第5号）にクレーンの組立図を添えて、所轄都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

3. 所轄都道府県労働基準局長は、仮荷重試験を行なったクレーンについて、仮荷重試験成績表（様式第6号）を作成し、前項の仮荷重試験を受けた者に交付するものとする。

（クレーン検査証）

第9条 所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格したクレーン又は第6条第1項ただし書のクレーンについて、同条第6項の規定により申請書を提出した者に対し、クレーン検査証（様式第7号）を交付するものとする。

2. クレーンを設置している者は、クレーン検査証を滅失し、又は損傷したときは、クレーン検査証再交付申請書（様式第8号）に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、再交付を受けなければならない。

- 1 クレーン検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面
- 2 クレーン検査証を損傷したときは、当該クレーン検査証

3. クレーンを設置している者に異動があつたときは、クレーンを設置している者は、当該異動後10日以内に、クレーン検査証書替申請書（様式第8号）にクレーン検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、書替えを受けなければならない。

（検査証の有効期間）

第10条 クレーン検査証の有効期間は、2年とする。ただし、落成検査の結果により当該期間を2年未満とすることができる。

（設置報告書）

第11条 令第13条第25号のクレーンを設置しようとする事業者は、あらかじめ、クレーン設置報告書（様式第9号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（荷重試験等）

第12条 事業者は、前条のクレーンを設置したときは、当該クレーンについて、第6条第3項の荷重試験及び同条第4項の安定度試験を行なわなければならない。

（走行クレーンと建設物等との間隔）

第13条 事業者は、建設物の内部に設置する走行クレーン（クレーンガードを有しないもの及びクレーンガードに歩道を有しないものを除く。）と当該建設物又はその内部の設備との間隔については、次に定めるところによらなければならない。ただし、第2号の規定については、当該走行クレーンに天がい（クレーンガードの歩道の上に設けられたもので、当該歩道からの高さが1.5メートル以上のものに限る。）を取り付けるときは、この限りでない。

- 1 当該走行クレーンの最高部（集電装置の部分を除く。）と火打材、はり、けた等建設物の部分又は配管、他のクレーンその他の設備で、当該走行クレーンの上方にあるものとの間隔は0.4メートル以上とすること。
- 2 クレーンガードの歩道と火打材、はり、けた等建設物の部分又は配管、他のクレーンその他の設備で、当該歩道の上方にあるものとの間隔は、1.8メートル以上とすること。

（建設物等との間の歩道）

第14条 事業者は、走行クレーン又は旋回クレーンと建設物又は設備との間に歩道を設けるときは、その幅を0.6メートル以上としなければならない。ただし、当該歩道のうち建設物の柱に接する部分については、0.4メートル以上とすることができる。

（運転室等と歩道との間隔）

第15条 事業者は、クレーンの運転室若しくは運転台の端と当該運転室若しくは運転台に通ずる歩道の端との間隔又はクレーンガードの歩道の端と当該歩道に通ずる歩道の端との間隔については、0.3メートル以下としなければならない。ただし、労働者が墜落することによる危険を生ずるおそれのないときは、この限りでない。

第2節 使用及び就業

（検査証の備付け）

第16条 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、当該作業を行なう場所に、当該クレーンのクレーン検査証を備え付けておかななければならない。

（使用の制限）

第17条 事業者は、クレーンについては、法第37条第2項の労働大臣の定める基準（以下「労働大臣の定める基準」という。）（クレーンの構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ使用してはならない。

（設計の基準とされた負荷条件）

第17条の2 事業者は、クレーンを使用するときは、当該クレーンの構造部分を構成する鋼材等の変形、折損等を防止するため、当該クレーンの設計の基準とされた荷重を受ける回数及び常態としてつる荷の重さ（以下「負荷条件」という。）に留意するものとする。

（巻過ぎの防止）

第18条 事業者は、クレーンの巻過ぎ防止装置については、フック、グラブバケット等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シーブの上面とドラム、シーブ、トロリフレームその他当該上面が接触するおそれのある物（傾斜したジブを除く。）の下面との間隔が

0.25メートル以上（直働式の巻過防止装置にあつては、0.05メートル以上）となるように調整しておかなければならない。

第19条 事業者は、巻過防止装置を具備しないクレーンについては、巻上げ用ワイヤーロープに標識を付すること、警報装置を設けること等巻上げ用ワイヤーロープの巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

（安全弁の調整）

第20条 事業者は、水圧又は油圧を動力として用いるクレーンの当該水圧又は油圧の過度の昇圧を防止するための安全弁については、定格荷重（ジブクレーンにあつては、最大の定格荷重）に相当する荷重をかけたときの水圧又は油圧に相当する圧力以下で作用するように調整しておかなければならない。ただし、第23条第2項の規定により定格荷重をこえる荷重をかける場合又は第12条の規定により荷重試験若しくは安定度試験を行なう場合において、これらの場合における水圧又は油圧に相当する圧力で作用するように調整するときは、この限りでない。

（外れ止め装置の使用）

第20条の2 事業者は、玉掛用ワイヤーロープ等がフックから外れることを防止するための装置（以下「外れ止め装置」という。）を具備するクレーンを用いて荷をつり上げるときは、当該外れ止め装置を使用しなければならない。

（特別の教育）

第21条 事業者は、次の各号に掲げるクレーンの運転の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。

- 1 つり上げ荷重が5トン未満のクレーン。
- 2 つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ。
2. 前項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。
 - 1 クレーンに関する知識。
 - 2 原動機及び電気に関する知識。
 - 3 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識。
 - 4 関係法令。
 - 5 クレーンの運転。
 - 6 クレーンの運転のための合図。

3. 安衛則第37条及び第38条並びに前2項に定めるもののほか、第1項の特別の教育に関し必要な事項は、労働大臣が定める。

（就業制限）

第22条 事業者は、令第20条第6号に掲げる業務については、クレーン運転士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。ただし、床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン（以下「床上操作式クレーン」という。）の運転の業務については、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる。

（荷負荷の制限）

第23条 事業者は、クレーンにその定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、事業者は、やむを得ない事由により同項の規定によることが著しく困難な場合において、次の措置を講ずるときは、定格荷重をこえ、第6条第3項に規定する荷重試験でかけた荷重まで荷重をかけて使用することができる。
 - 1 あらかじめ、クレーン特例報告書（様式第10号）を所轄労働基準監督署長に提出すること。
 - 2 あらかじめ、第6条第3項に規定する荷重試験を行ない、異常がないことを確認すること。
 - 3 作業を指揮する者を指名して、その者の直接の指揮のもとに作動させること。
3. 事業者は、前項第2号の規定により荷重試験を行なつたとき、及びクレーンに定格荷重をこえる荷重をかけて使用したときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

（傾斜角の制限）

第24条 事業者は、ジブクレーンについては、クレーン明細書に記載されているジブの傾斜角（つり上げ荷重が3トン未満のジブクレーンにあつては、これを製造した者が指定したジブの傾斜角）の範囲をこえて使用してはならない。

（定格荷重の表示等）

第24条の2 事業者は、クレーンを用いて作業を行うときは、クレーンの運転者及び玉掛けをする者が当該クレーンの定格荷重を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じなければならない。

（運転の合図）

第25条 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。

2. 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。
3. 第1項の作業に従事する労働者は、同項の合図に従わなければならない。

(搭乗の制限)

第26条 事業者は、クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない。

第27条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。

2. 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行なわなければならない。

- 1 とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。
- 2 労働者に安全带（令第13条第40号の安全带をいう。）その他の命綱（以下「安全带等」という。）を使用させること。
- 3 とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。

3. 労働者は、前項の場合において安全带等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(立入禁止)

第28条 事業者は、ケーブルクレーンを用いて作業を行なうときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通っているシーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープがはね、又は当該シーブ若しくはその取付け具が飛来することによる労働者の危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

第29条 事業者は、クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、つり上げられている荷（第6号の場合にあつては、つり具を含む。）の下に労働者を立ち入らせてはならない。

- 1 ハッカーを用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。
- 2 つりクランプ1個を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。
- 3 ワイヤロープ、つりチェーン、繊維ロープ又は繊維ベルト（以下第115条までにおいて「ワイヤロープ等」という。）を用いて1箇所に玉掛けをした荷がつり上げられているとき（当該荷に設けられた穴又はアイボルトにワイヤロープ等を通して玉掛けをしている場合を除く。）
- 4 複数の荷が一度につり上げられている場合であつて、当該複数の荷が結束され、箱に入れられる等により固定されていないとき。
- 5 磁力又は陰圧により吸着させるつり具又は玉掛用具を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。
- 6 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

(並置クレーンの修理等の作業)

第30条 事業者は、同一のランウェイに並置されている走行クレーンの修理、調整、点検等の作業を行なうとき、又はランウェイの上その他走行クレーンが労働者に接触することにより労働者に危険を生ずるおそれのある箇所において作業を行なうときは、監視人をおくこと、ランウェイの上にストッパーを設けること等走行クレーンと走行クレーンが衝突し、又は走行クレーンが労働者に接触することによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(運転禁止等)

第30条の2 事業者は、天井クレーンのクレーンガーダの上又は橋形クレーンのクレーンガーダ、カンチレバ若しくは脚の上において当該天井クレーン若しくは橋形クレーン（以下この条において「天井クレーン等」という。）又は当該天井クレーン等に近接する建物、機械、設備等の点検、補修、塗装等の作業（以下この条において「天井クレーン等の点検等の作業」という。）を行うときは、天井クレーン等が不意に起動することによる労働者の墜落、挟まれ等の危険を防止するため、当該天井クレーン等の運転を禁止するとともに、当該天井クレーン等の操作部分に運転を禁止する旨の表示をしなければならない。ただし、天井クレーン等の点検等の作業を指揮する者を定め、その者に天井クレーン等の点検等の作業を指揮させ、かつ、天井クレーン等のクレーンガーダ、カンチレバ又は脚の上において天井クレーン等の点検等の作業に従事する労働者と当該天井クレーン等を運転する者との間の連絡及び合図の方法を定め、当該方法により連絡及び合図を行わせるときは、この限りでない。

(暴風時における逸走の防止)

第31条 事業者は、瞬間風速が毎秒30メートルをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されている走行クレーンについて、逸走防止装置を作用させる等その逸走を防止するための措置を講じなければならない。

(強風時の作業中止)

第31条の2 事業者は、強風のため、クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止しなければならない。

(強風時における損壊の防止)

第31条の3 事業者は、前条の規定により作業を中止した場合であつてジブクレーンのジブが損壊するおそれのあるときは当該ジブの位置を固定させる等によりジブの損壊による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(運転位置からの離脱の禁止)

第32条 事業者は、クレーンの運転者を、荷をつつたまま、運転位置から離れさせてはならない。

2. 前項の運転者は、荷をつつたままで、運転位置を離れてはならない。

(組立て等の作業)

第33条 事業者は、クレーンの組立て又は解体の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

- 1 作業を指揮する者を選任して、その者の指揮のもとに作業を実施させること。
 - 2 作業を行なう区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。
 - 3 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。
2. 事業者は、前項第1号の作業を指揮する者に、次の事項を行なわせなければならない。
- 1 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
 - 2 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
 - 3 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

第 3 節 定期自主検査等

(定期自主検査)

第34条 事業者は、クレーンを設置した後、1年以内ごとに1回、定期的に、当該クレーンについて自主検査を行なわなければならない。ただし、1年をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。

2. 事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、自主検査を行なわなければならない。
3. 事業者は、前2項の自主検査においては、荷重試験を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するクレーンについては、この限りでない。
 - 1 当該自主検査を行う日前2月以内に第40条第1項の規定に基づく荷重試験を行ったクレーン又は当該自主検査を行う日後2月以内にクレーン検査証の有効期間が満了するクレーン
 - 2 発電所、変電所等の場所で荷重試験を行うことが著しく困難なところに設置されており、かつ、所轄労働基準監督署長が荷重試験の必要がないと認めたクレーン
4. 前項の荷重試験は、クレーンに定格荷重に相当する荷重の荷をつつて、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を定格速度により行なうものとする。

第35条 事業者は、クレーンについて、1月以内ごとに1回、定期的に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、1月をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 1 巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無
 - 2 ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無
 - 3 フック、グラブバケット等のつり具の損傷の有無
 - 4 配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無
 - 5 ケーブルクレーンにあつては、メインロープ、レールロープ及びガイロープを緊結している部分の異常の有無並びにウインチの据付けの状態。
2. 事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。

(作業開始前の点検)

第36条 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行なわなければならない。

- 1 巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能。
- 2 ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態。
- 3 ワイヤロープが通っている箇所の状態。

(暴風後等の点検)

第37条 事業者は、屋外に設置されているクレーンを用いて瞬間風速が毎秒30メートルをこえる風が吹いた後に作業を行なうとき、又はクレーンを用いて中震以上の震度の地震の後に作業を行なうときは、あらかじめ、クレーンの各部分の異常の有無について点検を行なわなければならない。

(自主検査等の記録)

第38条 事業者は、この節に定める自主検査及び点検(第36条の点検を除く。)の結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

(補 修)

第39条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なつた場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

第 4 節 性能検査

(性能検査)

第40条 クレーンに係る法第41条第2項の性能検査（以下「性能検査」という。）においては、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

2. 第34条第4項の規定は、前項の荷重試験について準用する。

(性能検査の申請等)

第41条 クレーンに係る性能検査（労働基準監督署長が行なうものに限る。）を受けようとする者は、クレーン性能検査申請書（様式第11号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(性能検査を受ける場合の措置)

第42条 第7条の規定（同条第1項中安定度試験に関する部分を除く。）は、前条のクレーンに係る性能検査を受ける場合について準用する。

(検査証の有効期間の更新)

第43条 所轄労働基準監督署長又は性能検査代行機関（法第41条第2項に規定する性能検査代行機関をいう。以下同じ。）は、クレーンに係る性能検査に合格したクレーンについて、クレーン検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により2年未満又は2年を超え3年以内の期間を定めて有効期間を更新することができる。

第 5 節 変更、休止、廃止等

(変更届)

第44条 設置されているクレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第88条第1項の規定による届出をしようとするときは、クレーン変更届（様式第12号）にクレーン検査証及び変更しようとする部分（第5号に掲げるものを除く）の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 1 クレーンガーダ、ジブ、脚、塔その他の構造部分
- 2 原動機
- 3 ブレーキ
- 4 つり上げ機構
- 5 ワイヤロープ又はつりチェーン
- 6 フック、グラブバケット等のつり具

2. 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。

3. 事業者（法第88条第1項の事業者を除く。）は、クレーンについて、第1項各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第88条第2項において準用する同条第1項の規定により、クレーン変更届（様式第12号）に第1項の検査証及び図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(変更検査)

第45条 前条第1項第1号に該当する部分に変更を加えた者は、法第38条第3項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。

2. 第6条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による検査（以下この節において「変更検査」という。）について準用する。

3. 変更検査を受けようとする者は、クレーン変更検査申請書（様式第13号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(変更検査を受ける場合の措置)

第46条 第7条の規定は、変更検査を受ける場合について準用する。

(検査証の裏書)

第47条 所轄労働基準監督署長は、変更検査に合格したクレーン又は第45条第1項ただし書のクレーンについて、当該クレーン検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行なうものとする。

(休止の報告)

第48条 クレーンを設置している者がクレーンの使用を休止しようとする場合において、その休止しようとする期間がクレーン検査証の有効期間を経過した後にわたるときは、当該クレーン検査証の有効期間中にその旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(使用再開検査)

第49条 使用を休止したクレーンを再び使用しようとする者は、法第38条第3項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基

準監督署長の検査を受けなければならない。

2. 第6条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による検査（以下この節において「使用再開検査」という。）について準用する。
3. 使用再開検査を受けようとする者は、クレーン使用再開検査申請書（様式第14号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（使用再開検査を受ける場合の措置）

第50条 第7条の規定は、使用再開検査を受ける場合について準用する。

（検査証の裏書）

第51条 所轄労働基準監督署長は、使用再開検査に合格したクレーンについて、当該クレーン検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行なうものとする。

（検査証の返還）

第52条 クレーンを設置している者が当該クレーンについて、その使用を廃止したとき、又はつり上げ荷重を3トン未満（スタツカー式クレーンにあつては、1トン未満）に変更したときは、その者は、遅滞なく、クレーン検査証を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

第 3 章	移動式クレーン
第 4 章	デリック
第 5 章	エレベーター
第 6 章	建設用リフト
第 7 章	簡易リフト
第 1 節	設 置

（省略）
注「クレーン等安全規則
の解説」を参照下さい。

（設置報告書）

第202条 簡易リフトを設置しようとする事業者は、あらかじめ、簡易リフト設置報告書（様式29号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（荷重試験）

第203条 事業者は、簡易リフトを設置したときは、当該簡易リフトについて、荷重試験を行なわなければならない。

2. 前項の荷重試験は、簡易リフトに積載荷重の1.2倍に相当する荷重の荷をのせて昇降の作動を行なうものとする。

第 2 節 使用及び就業

（安全装置の調節）

第204条 事業者は、簡易リフトの巻過防止装置その他安全装置が有効に作用するようにこれらを調整しておかななければならない。

（過負荷の制限）

第205条 事業者は、簡易リフトにその積載荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

（運転の合図）

第206条 事業者は、簡易リフトを用いて作業を行なうときは、簡易リフトの運転について一定の合図を定め、当該作業に従事する労働者に、当該合図を行なわせなければならない。

2. 前項の作業に従事する労働者は、同項の合図を行なわなければならない。

（とう乗の制限）

第207条 事業者は、簡易リフトの搬器に労働者を乗せてはならない。ただし、簡易リフトの修理、調整、点検等の作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときはこの限りでない。

2. 労働者は、前項ただし書の場合を除き、簡易リフトに乗つてはならない。

第 3 節 定期自主検査等

（定期自主検査）

第208条 事業者は、簡易リフトを設置した後、1年以内ごとに1回、定期的に、当該簡易リフトについて、自主検査を行なわなければならない。ただし、1年をこえる期間使用しない簡易リフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。

2. 事業者は、前項ただし書の簡易リフトについては、その使用を再び開始する際に、自主検査を行わなければならない。

3. 事業者は、前2項の自主検査においては、荷重試験を行わなければならない。

4. 前項の荷重試験は、簡易リフトに積載荷重に相当する荷重の荷をのせて、昇降の作動を定格速度により行なうものとする。

第209条 事業者は、簡易リフトについては、1月以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1月をこえる期間使用しない簡易リフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 1 巻過防止装置その他の安全装置、ブレーキ及び制御装置の異常の有無
- 2 ワイヤロープの損傷の有無
- 3 ガイドレールの状態

2. 事業者は、前項ただし書の簡易リフトについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

(作業開始前の点検)

第210条 事業者は、簡易リフトを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、そのブレーキの機能について点検を行わなければならない。

(自主検査の記録)

第211条 事業者は、この節に定める自主検査の結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

(補修)

第212条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

第 8 章 玉 掛 け

第 1 節 玉 掛 用 具

(玉掛け用ワイヤロープ等の安全係数)

第213条 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープ又はつりチェーンの安全係数については、それぞれ6以上又は5以上でなければ使用してはならない。

2. 前項の安全係数は、ワイヤロープ又はつりチェーンの切断荷重の値を、当該ワイヤロープ又はつりチェーンにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

(玉掛け用フック等の安全係数)

第214条 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるフック又はシャックルの安全係数については、5以上でなければ使用してはならない。

2. 前項の安全係数は、フック又はシャックルの切断荷重の値を、それぞれ当該フック又はシャックルにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

(不適格なワイヤロープの使用禁止)

第215条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するワイヤロープをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

- 1 ワイヤロープ1よりの間において素線（フィラ線を除く。以下本号において同じ。）の数の10パーセント以上の素線が切断しているもの
- 2 直径の減少が公称径の7パーセントをこえるもの
- 3 キンクしたもの
- 4 著しく形くずれ又は腐食があるもの

(不適格なつりチェーンの使用禁止)

第216条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するチェーンをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

- 1 伸びが、当該つりチェーンが製造されたときの長さの5パーセントをこえるもの
- 2 リンクの断面の直径の減少が、当該つりチェーンが製造されたときの当該リンクの断面の直径の10パーセントをこえるもの
- 3 き裂があるもの

(不適格なフック、シャックル等の使用禁止)

第217条 事業者は、フック、シャックル、リング等の金具で、変形しているもの又はき裂があるものを、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

(不適格な繊維ロープ等の使用禁止)

第218条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープ又は繊維ベルトをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

- 1 ストランドが切断しているもの
- 2 著しい損傷又は腐食があるもの

(リングの具備等)

第219条 事業者は、エンドレスでないワイヤロープ又はつりチェーンについては、その両端にフック、シャックル、リング又はアイを備えているものでなければクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

2. 前項のアイは、アイプライス若しくは圧縮どめ又はこれらと同等以上の強さを保持する方法によるものでなければならない。この場合において、アイプライスは、ワイヤロープのすべてのストランドを3回以上編み込んだ後、それぞれのストランドの素線の半数の素線を切り、残された素線をさらに2回以上（すべてのストランドを4回以上編み込んだ場合には1回以上）編み込むものとする。

(使用範囲の制限)

第219条の2 事業者は、磁力若しくは陰圧により吸着させる玉掛用具、チェーンブロック又はチェーンレバーホイスト（以下この項において「玉掛用具」という。）を用いて玉掛の作業を行うときは、当該玉掛用具について定められた使用荷重等の範囲で使用しなければならない。

2. 事業者は、つりクランプを用いて玉掛の作業を行うときは、当該つりクランプの用途に応じて玉掛の作業を行うとともに、当該つりクランプについて定められた使用荷重等の範囲で使用しなければならない。

(作業開始前の点検)

第220条 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープ、つりチェーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はフック、シャックル、リング等の金具（以下この条において「ワイヤロープ等」という。）を用いて玉掛の作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤロープ等の異常の有無について点検を行なわなければならない。

2. 事業者は、前項の点検を行なつた場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

第 2 節 就 業 制 限

(就業制限)

第221条 事業者は、令第20条第16号に掲げる業務（制限荷重が1トン以上の揚貨装置の玉掛の業務を除く。）については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

- 1 玉掛技能講習を修了した者
- 2 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開法規則」という。）別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け科（通信の方法によって行うものを除く。）の訓練を修了した者
- 3 その他労働大臣が定める者。

(特別の教育)

第222条 事業者は、つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛の業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行なわなければならない。

2. 前項の特別の教育は、次の科目について行なわなければならない。

- 1 クレーン、移動式クレーン及びデリック（以下この条において「クレーン等」という。）に関する知識
- 2 クレーン等の玉掛に必要な力学に関する知識
- 3 クレーン等の玉掛の方法
- 4 関係法令
- 5 クレーン等の玉掛
- 6 クレーン等の運転のための合図

3. 安衛則第37条及び第38条並びに前2項に定めるもののほか、第1項の特別の教育に関し必要な事項は、労働大臣が定める。

第 9 章 免許及び教習

第 1 節 クレーン運転士免許

(クレーン運転士免許)

第223条 クレーン運転士免許は、次の者に対し、都道府県労働基準局長が与えるものとする。

1. クレーン運転士免許試験に合格した者
2. クレーン運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して1年以内にクレーン運転実技教習を修了したもの
3. 能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系クレーン運転科若しくは揚重運搬機械運転系港湾荷役科又は能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科若しくは港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で、クレーンについての訓練を受けたもの
4. 削除
5. その他の労働大臣が定める者

(免許の欠格事項)

第224条 クレーン運転士免許に係る法第72条第2項第3号の労働省令で定める者は、満18歳に満たない者とする。

(限定免許)

第225条 都道府県労働基準局長は、身体に欠陥がある者に対して、その取扱うことのできるクレーンの種類を限定し、その他作業についての必要な条件を附して、クレーン運転士免許を与えることができる。

(試験科目)

第226条 クレーン運転士免許試験は、学科試験及び実技試験によつて行なう。

2. 学科試験は、次の科目について行なう。
 1. クレーンに関する知識
 2. 原動機及び電気に関する知識
 3. クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
 4. 関係法令
3. 実技試験は、次の科目について行なう。
 1. クレーンの運転
 2. クレーンの運転のための合図

(学科試験等の免除)

第227条 都道府県労働基準局長は、次の表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は科目の範囲でクレーン運転士免許試験の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

免除を受けることができる者	免除する試験又は科目の範囲
1. クレーン運転実技教習を修了した者でその修了した日から起算して1年を経過しないもの 2. 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山（以下「鉱山」という。）においてつり上げ荷重が5トン以上のクレーン（床上操作式クレーンを除く。）の運転の業務に1月以上従事した経験を有する者	実技試験の全部
1. 当該免許試験を行う都道府県労働基準局長が行った前回のクレーン運転士免許試験の学科試験に合格した者 2. 当該免許試験を行う指定試験機関（法第75条の2第1項の指定試験機関をいう。以下同じ。）が行ったクレーン運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して1年を超えないもの	学科試験の全部
移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者	学科試験のうち、前条第2項第3号に掲げる科目及び実技試験のうち、同条第3項第2号に掲げる科目
床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習又は玉掛技能講習を修了した者	実技試験のうち、前条第3項第2号に掲げる科目

(クレーン運転士免許試験の細目)

第228条 安衛則第71条及び前2条に定めるもののほか、クレーン運転士免許試験の実施について必要な事項は、労働大臣が定める。

第 2 節	移動式クレーン運転士免許	} (省略) 注「クレーン等安全規則 の解説」を参照下さい。
第 3 節	デリック運転士免許	
第 4 節	教 習	

(クレーン運転実技教習の科目)

第240条 クレーン運転実技教習の教習科目は、次のとおりとする。

1. クレーンの基本運転
2. クレーンの応用運転
3. クレーンの合図の基本作業

第241条 (移動式クレーン運転実技教習の科目) } (省略)
第242条 (デリック運転実技教習の科目) } 注「クレーン等安全規則
の解説」を参照下さい。

(教習の細目)

第243条 安衛則第75条及び第76条並びに前3条に定めるもののほか、クレーン運転実技教習、移動式クレーン運転実技教習及びデリック運転実技教習の実施について必要な事項は、労働大臣が定める。

第 10 章 床上操作式クレーン運転技能講習及び玉掛け技能講習

(床上操作式クレーン運転技能講習の講習科目)

第244条 床上操作式クレーン運転技能講習は、学科講習及び実技講習によつて行う。

2. 学科講習は、次の科目について行う。
 - 1 床上操作式クレーンに関する知識
 - 2 原動機及び電気に関する知識
 - 3 床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
 - 4 関係法令
3. 実技講習は、次の科目について行う。
 - 1 床上操作式クレーンの運転
 - 2 床上操作式クレーンの運転のための合図

第245条 (小型移動式クレーン運転技能講習の講習科目) …… (省略) 注「クレーン等安全規則の解説」を参照下さい。

(玉掛け技能講習の受講資格)

第246条 玉掛け技能講習を受けることができる者は、次のとおりとする。

1. クレーン、移動式クレーン、デリック又は揚貨装置でつり上げ荷重又は制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務に6月以上就いた経験を有する者
2. クレーン、移動式クレーン、デリック又は揚貨装置でつり上げ荷重又は制限荷重が1トン未満のものの玉掛けの業務に6月以上就いた経験を有する者

(玉掛け技能講習の講習科目)

第247条 玉掛け技能講習は、学科講習及び実技講習によつて行う。

2. 学科講習は、次の科目について行う。
 - 1 クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置(以下この条において「クレーン等」という。)に関する知識
 - 2 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識
 - 3 クレーン等の玉掛けの方法
 - 4 関係法令
3. 実技講習は、次の科目について行う。
 - 1 クレーン等の玉掛け
 - 2 クレーン等の運転のための合図

(技能講習の細目)

第248条 安衛則第80条から第82条まで及びこの章に定めるもののほか、床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習及び玉掛技能講習の実施について必要な事項は、労働大臣が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条～第7条……………(省略)注「クレーン等安全規則の解説」を参照下さい。

(改正昭和49年5月21日労働省令第19号)	(改正昭和60年1月10日労働省令第1号)
(改正昭和50年3月22日労働省令第5号)	(改正昭和60年9月30日労働省令第23号)
(改正昭和51年12月15日労働省令第43号)	(改正昭和61年3月18日労働省令第8号)
(改正昭和53年9月29日労働省令第35号)	(改正平成4年8月24日労働省令第24号)
(改正昭和53年9月30日労働省令第37号)	(改正平成5年2月12日労働省令第1号)
(改正昭和53年12月8日労働省令第45号)	(改正平成6年3月30日労働省令第20号)
(改正昭和58年7月30日労働省令第24号)	(改正平成6年9月16日労働省令第40号)
(改正昭和59年2月27日労働省令第3号)	

(省略)
注「クレーン等安全規則
の解説」を参照下さい。

クレーン等安全規則の一部を改正する省令

(改正平成2年9月13日、労働省令第21号)

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成2年10月1日から施行する。

(特別教育に関する経過措置)

第2条 この省令の施行の日から平成4年9月30日までの間における改正後のクレーン等安全規則(以下「新クレーン則」という。)第21条第1項の規定の適用については、同項第2号中「つり上げが荷重5トン以上の跨線テルハ」とあるのは、「床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン又は跨線テルハで、つり上げ荷重が5トン以上のもの」とする。

2. この省令の施行の日から平成4年9月30日までの間における新クレーン則第67条第1項の規定の適用については、同項中「1トン」とあるのは、「5トン」とする。

(就業制限に関する経過措置)

第3条 事業者は、新クレーン則第22条の規定にかかわらず、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第20条第6号に掲げる業務(労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成2年政令第253号)による改正前の令(以下「旧令」という。)第20条第6号に掲げる業務に該当するものを除く。)については、この省令の施行の際現に当該業務に適法に従事し、かつ、当該業務に1月以上従事した経験を有する者であつて、平成4年9月30日までの間に行われる講習で都道府県労働基準局長が定めるものを修了したものを当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、労働安全衛生法第61条第2項の規定は、適用しない。

2. 事業者は、新クレーン則第68条の規定にかかわらず、令第20条第7号に掲げる業務(旧令第20条第7号に掲げる業務に該当するものを除く。)については、この省令の施行の際現に当該業務に適法に従事し、かつ、当該業務に1月以上従事した経験を有する者であつて、平成4年9月30日までの間に行われる講習で都道府県労働基準局長が定めるものを修了したものを当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、労働安全衛生法第61条第2項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

労働安全衛生規則 (抄)

昭和47年9月30日労働省令第32号
最新改正平成8年3月27日労働省令第11号

(安全装置等の有効保持)

第28条 事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等(以下「安全装置等」という。)が有効な状態で使

用されるようそれらの点検及び整備を行わなければならない。

第29条 労働者は、安全装置について、次の事項を守らなければならない。

- 1 安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせないこと。
 - 2 臨時に安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ、事業者の許可を受けること。
 - 3 前号の許可を受けて安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなった後、直ちにこれを原状に復しておくこと。
 - 4 安全装置等が取りはずされ、又はその機能を失ったことを発見したときは、すみやかに、その旨を事業者申し出ること。
2. 事業者は、労働者から前項第4号の規定による申出があつたときは、すみやかに、適当な措置を講じなければならない。

(労働災害防止業務従事者に対する講習)

第95条の4 法第99条の2第1項の講習（以下この条において単に「講習」という。）の科目は、次の科目とする。

- 1 事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策
 - 2 事業場の安全衛生に関する管理の方法
 - 3 安全衛生関係法令
 - 4 労働災害の事例及びその防止対策
2. 講習を受けようとする者は、労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習受講申込書（様式第21号の3）を、講習を行う法第99条の2第1項の都道府県労働基準局長の指定する者（次項において「指定講習機関」という。）に提出しなければならない。
3. 指定講習機関は、講習を終了した者に対し、遅滞なく、労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習修了証（様式第21号の4）を交付しなければならない。
4. 前3項に定めるもののほか、講習の実施について必要な事項は、労働大臣が定める。

(就業制限業務従事者に対する講習)

第95条の5 法第99条の3第1項の講習（以下この条において、単に「講習」という。）の科目は、次の科目とする。

- 1 法第61条第1項に規定する業務に係る機械、設備等（以下この項において「就業制限業務機械等」という。）の構造
 - 2 就業制限業務機械等に係る安全装置等の機能
 - 3 就業制限業務機械等の保守管理
 - 4 就業制限業務機械等に係る作業の方法
 - 5 安全衛生関係法令
 - 6 労働災害の事例及びその防止対策
2. 講習を受けようとする者は、就業制限業務従事者労働災害再発防止講習受講申込書（様式第21号の5）を、講習を行う法第99条の3第1項の都道府県労働基準局長の指定する者（次項において「指定講習機関」という。）に提出しなければならない。
3. 指定講習機関は、講習を修了した者に対し、遅滞なく、就業制限業務従事者労働災害再発防止講習修了証（様式第21号の6）を交付しなければならない。
4. 前3項に定めるもののほか、講習の実施について必要な事項は、労働大臣が定める。

(事故報告)

第96条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第22号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 1、2、3号略
- 4 クレーン（クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号。以下「クレーン則」という。）第2条第1号に掲げるクレーンを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 逸走、倒壊、落下又はジブの折損
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
- 5 移動式クレーン（クレーン則第2条第1号に掲げる移動式クレーンを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 転倒、倒壊又はジブの折損
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
- 6 デリック（クレーン則第2条第1号に掲げるデリックを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 倒壊又はブームの折損
 - ロ ワイヤロープの切断
- 7 エレベーター（クレーン則第2条第2号及び第4号に掲げるエレベーターを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープの切断
- 8 建設用リフト（クレーン則第2条第2号及び第3号に掲げる建設用リフトを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落

ロ ワイヤロープの切断

9 令第1条第9号の簡易リフト（クレーン則第2条第2号に掲げる簡易リフトを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 搬器の墜落

ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

10 ゴンドラの次の事故が発生したとき

イ 逸走、転倒、落下又はアームの折損

ロ ワイヤロープの切断

2. 次条第1項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあっては、当該報告書の記載事項のうち次条第1項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

（工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止）

第349条 事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

1 当該充電電路に移設すること。

2 感電の危険を防止するための囲いを設けること。

3 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。

4 前3号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

（法第29条の2の労働省令で定める場所）

第634条の2 法第29条の2の労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

1 （略）

2 機械等が転倒するおそれのある場所（関係請負人の労働者が用いる車両系建設機械のうち令別表第7第3号に掲げるもの又は移動式クレーンが転倒するおそれのある場所に限る。）

3 架空電線の充電電路に近接する場所であつて、当該充電電路に労働者の身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるもの（関係請負人の労働者により工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業が行われる場所に限る。）

4 （略）

（計画の作成）

第638条の3 法第30条第1項第5号に規定する特定元方事業者は、同号の計画の作成については、工程表等の当該仕事の工程に関する計画並びに当該作業場所における主要な機械、設備及び作業用の仮設の建設物の配置に関する計画を作成しなければならない。

（関係請負人の講ずべき措置についての指導）

第638条の4 法第30条第1項第5号に規定する特定元方事業者は、同号の関係請負人の講ずべき措置についての指導については、次に定めるところによらなければならない。

1 （略）

2 つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンを使用する作業に関しクレーン則第66条の2第1項の規定に基づき関係請負人が定める同項各号に掲げる事項が、法第30条第1項第5号の計画に適合するよう指導すること。

（クレーン等の運転についての合図の統一）

第639条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行なわれる場合において、当該作業がクレーン等（クレーン、移動式クレーン、デリック、簡易リフト又は建設用リフトで、クレーン則の適用を受けるものをいう。以下同じ。）を用いて行なうものであるときは、当該クレーン等の運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

2. 特定元方事業者及び関係者請負人は、自自行なう作業について前項のクレーン等の運転についての合図を定めるときは、同項の規定により統一的に定められた合図と同一のものを定めなければならない。

（クレーン等についての措置）

第656条 注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者にクレーン等を使用させるときは、当該クレーン等を、法第37条第2項の規定に基づき労働大臣が定める基準（特定機械等の構造に係るものに限る。）又は法第42条の規定に基づき労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

(法第31条の2第1項の労働省令で定める機械)

第662条の2 法第31条の2第1項の労働省令で定める機械は、次のとおりとする。

- 1、2 (略)
- 3 つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン

(移動式クレーンについての措置)

第662条の5 特定発注者等は、当該仕事に係る作業として第662条の2第3号の機械に係る作業を行うときは、当該特定発注者等とその請負人であつて当該機械に係る運転、玉掛け又は運転についての合図の作業その他当該機械に係る作業を行うものとの間及び請負人相互間における作業の内容、作業に係る指示の系統及び立入禁止区域について必要な連絡及び調整を行わなければならない。

(機械等貸与者)

第665条 法第33条第1項の労働省令で定める者は、令第10条各号に掲げる機械等を、相当の対価を得て業として他の事業者には貸与する者とする。

(機械等貸与者の講ずべき措置)

第666条 前条に規定する者(以下「機械等貸与者」という。)は、当該機械等を他の事業者には貸与するときは、次の措置を講じなければならない。

- 1 当該機械等をあらかじめ点検し、異常を認めるときは、補修その他必要な整備を行なうこと。
- 2 当該機械等の貸与を受ける事業者に対し、次の事項を記載した書面を交付すること。
 - イ 当該機械等の能力
 - ロ 当該機械等の特性その他その使用上注意すべき事項
2. 前項の規定は、機械等の貸与で、当該貸与の対象となる機械等についてその購入の際の機種を選定、貸与後の保守等当該機械等の所有者が行なうべき業務を当該機械等の貸与を受ける事業者が行なうもの(中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)第3条に規定する都道府県の設備貸与機関が行なう中小企業設備貸与事業を含む。)については、適用しない。

(機械等の貸与を受けた者の講ずべき措置)

第667条 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、次の措置を講じなければならない。

- 1 機械等を操作する者が、当該機械等の操作について法令に基づき必要とされる資格又は技能を有する者であることを確認すること。
- 2 機械等を操作する者に対し、次の事項を通知すること。
 - イ 作業の内容
 - ロ 指揮の系統
 - ハ 連絡、合図等の方法
 - ニ 運行の経路、制限速度その他当該機械等の運行に関する事項
 - ホ その他当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な事項

(機械等を操作する者の義務)

第668条 前条の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者から同条第2号に掲げる事項について通知を受けたときは、当該事項を守らなければならない。

クレーン運転士免許試験、規程

昭和47. 9. 30労働省告示第120号
改正 昭和49. 5. 21労働省告示第46号
改正 昭和53. 9. 29労働省告示第109号

第 1 章 クレーン運転士免許試験

(学科試験)

第 1 条 クレーン運転士免許試験の学科試験(以下この条において「学科試験」という。)は、次の表の上欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行なう。

試験科目	範囲
クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 つり上げ、走行、トロリの横行等の作動をする装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱い方法
原動機及び電気に関する知識	電動機 電流 電圧及び抵抗 電力及び電力量 配線、集電装置、配電盤、開閉器、コントローラー等電気を通ずる機械器具 電路の点検及び補修 感電による危険性
クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 重心 重量 速度及び加速度 荷重 応力 材料の強さ ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年法令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及びクレーン等安全規則（以下「クレーン則」という。）中の関係条項

2. 学科試験は、筆記試験によつて行なう。
3. 学科試験の試験時間は、全科目を通じて2時間30分とする。
4. 前3項に定めるもののほか、学科試験の実施について必要な事項は、労働省労働基準局長の定めるところによる。

（実技試験）

第2条 クレーン運転士免許試験の実技試験は、次の表の上欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験の方法によつて行う。

試験科目	試験の方法
クレーンの運転	重量を確認し、荷をつり上げ、定められた経路により運搬し、定められた位置に卸すこと。
クレーンの運転のための合図	荷をつり上げ、運搬し、又は卸すことについて、手、小旗等を用いて合図を行うこと。

第2章 移動式クレーン運転士免許試験

第3章 デリック運転士免許試験

（省略）
注「クレーン等安全規則の解説」を参照下さい。

クレーン等運転関係技能講習規程

（平成6年9月16日 労働省告示第92号）

（講師）

第1条 床上操作式クレーン運転技能講習及び小型移動式クレーン運転技能講習（以下「技能講習」と総称する。）の講師は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資格を有する者とする。

講習科目	資格
床上操作式クレーンに関する知識 小型移動式クレーンに関する知識	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者 2 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による工業学校（修業年限が5年であるものに限る。以下同じ。）において機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後3年以上クレーン（労働安全衛生法施工令（昭和47

	<p>年政令第318号。以下「令」という。)第20条第6号のクレーンをいう。以下同じ。)(小型移動式クレーンに関する知識にあっては移動式クレーン(令第20条第7号の移動式クレーンをいう。以下同じ。))の設計、工作、検査又は整備に関する業務に従事した経験を有するもの</p> <p>3 都道府県労働基準局長が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p>
<p>原動機及び電気に関する知識</p>	<p>1 学校教育法による大学又は高等専門学校において、電気工学又は機械工学(小型移動式クレーン運転技能講習にあっては機械工学。次号において同じ。)に関する学科を専攻して卒業した者</p> <p>2 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による工業学校において電気工学又は機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後3年以上クレーン(小型移動式クレーン運転技能講習にあっては移動式クレーン)の設計、工作、検査又は整備に関する業務に従事した経験を有するもの</p> <p>3 都道府県労働基準局長が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者</p>
<p>床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p>	<p>1 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学予科又は旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校高等科において、力学又は応用力学に関する科目を修めて卒業した者</p> <p>2 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による工業学校において力学又は応用力学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後3年以上クレーン(小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識にあっては移動式クレーン)の運転に関する業務に従事した経験を有するもの</p> <p>3 都道府県労働基準局長が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p>
<p>関係法令</p>	<p>1 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>2 都道府県労働基準局長が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p>
<p>床上操作式クレーンの運転</p> <p>小型移動式クレーンの運転</p> <p>床上操作式クレーンの運転のための合図</p> <p>小型移動式クレーンの運転のための合図</p>	<p>1 学校教育法による大学又は高等専門学校において機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上、床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン(以下「床上操作式クレーン」という。)(小型移動式クレーン運転技能講習にあっては、移動式クレーン)の運転の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>2 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による工業学校において機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後3年以上床上操作式クレーン(小型移動式クレーン運転技能講習にあっては移動式クレーン)の運転の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>3 クレーン運転士免許を受けた者又は床上操作式クレーン運転士技能講習を修了した者で、その後5年以上床上操作式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するもの(小型移動式クレーン運転技能講習にあっては、移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を終了した者で、その後5年以上移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するもの)</p> <p>4 都道府県労働基準局長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p>

(講習科目の範囲及び時間)

第2条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
床上操作式クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 つり上げ、走行、トロリの横行等の作動をする装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱方法	6時間
小型移動式クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 つり上げ、起伏、旋回等の動作をする装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱方法	6時間
床上操作式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	電動機 電流、電圧及び抵抗 電力及び電力量配線、集電装置、配電盤、開閉器、コントローラー等電気を通ずる機械器具 電路の点検及び補修 感電による危険性	3時間
小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	内燃機関 油圧駆動装置 感電による危険性	3時間
床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 重心 重量 速度及び加速度 荷重 応力 材料の強さ ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	3時間
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、令、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及びクレーン等安全規則中の関係条項	1時間

2. 技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
床上操作式クレーンの運転 小型移動式クレーンの運転	基本操作 重量の確認 荷のつり上げ 定められた経路による運搬 定位置への荷の卸し	6時間
床上操作式クレーンの運転のための合図 小型移動式クレーンの運転のための合図	荷のつり上げ、荷の卸し、荷の水平移動等の合図	1時間

3. 前項の実技講習は、10人以内の受講者を1単位として行うものとする。

（講習科目の受講の一部免除）

第3条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
1 クレーン運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 小型移動式クレーンの運転のための合図

<p>1 移動式クレーン運転士免許を受けた者</p> <p>2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</p>	<p>床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>床上操作式クレーンの運転のための合図</p>
<p>1 デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者</p> <p>2 玉掛技能講習を修了した者</p>	<p>床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>床上操作式クレーンの運転のための合図</p> <p>小型移動式クレーンの運転のための合図</p>
<p>1 建設業法施工令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作工法若しくは基礎工事用建設機械操作工法を選択したもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省公示第860号に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者</p> <p>2 車輛系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者</p>	<p>小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識</p>
<p>令第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則第36条第6号、第15号から第17号まで若しくは第19号の業務に、6月以上従事した経験を有する者</p>	<p>床上操作式クレーンの運転のための合図</p> <p>小型移動式クレーンの運転のための合図</p>
<p>鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山（以下「鉱山」という。）においてクレーンの運転の業務に1月以上従事した経験を有する者</p> <p>鉱山において移動式クレーンのうちつり上げ荷重が5トン以上のものの運転の業務に1月以上従事した経験を有する者</p>	<p>床上操作式クレーンの運転</p> <p>床上操作式クレーンの運転のための合図</p> <p>小型移動式クレーンの運転</p> <p>小型移動式クレーンの運転のための合図</p>

（修了試験）

第4条 技能講習においては、修了試験を行うものとする。

2. 修了試験は、学科試験及び実技試験とする。
3. 学科試験は、技能講習のうち学科講習の科目について、筆記試験又は口述試験によつて行う。
4. 実技試験は、技能講習のうち実技講習の科目について行う。
5. 前3項に定めるもののほか、修了試験の実施について必要な事項は、労働省労働基準局長の定めるところによる。

玉掛技能講習規程

（昭47. 9. 30労働省告示119号）
（改正 昭53. 9. 29労働省告示108号）

（講師）

第1条 玉掛技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資格を有する者とする。

講習科目	資 格
クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置(以下「クレーン等」という。)に関する知識	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)において機械工学に関する学科を専攻して卒業した者 2 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による工業学校(修業年限が5年であるものに限る。)を含む。以下同じ。)において機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後5年以上クレーン等の設計、工作又は検査の業務に従事した経験を有するもの 3 都道府県労働基準局長が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	1 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学予科又は旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校高等科において力学又は応用力学に関する学科を専攻して卒業した者 2 学校教育法による高等学校において力学又は応用力学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後3年以上クレーン等の玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの 3 都道府県労働基準局長が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
クレーン等の玉掛けの方法並びにクレーン等の玉掛け及びクレーン等の運転のための合図	1 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学予科又は旧高等学校令による高等学校高等科において力学又は応用力学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上クレーン等の玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの 2 学校教育法による高等学校において力学又は応用力学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後5年以上クレーン等の玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの 3 玉掛技能講習を修了した者で、10年以上クレーン等の玉掛けの業務に従事した経験を有するもの
	4 都道府県労働基準局長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
関係法令	1 学校教育法による大学又は旧専門学校令による専門学校において法律に関する学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上産業安全の実務の経験を有するもの 2 都道府県労働基準局長が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(講習科目の範囲及び時間)

第2条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について下欄に掲げる講習時間により行なうものとする。

講習科目	範 囲	講習時間
クレーン等に関する知識	種類及び型式 構造及び機能 安全装置及びブレーキ	1時間
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 簡単な図形の重心及び物の安定 摩擦 重量 荷重	3時間
クレーン等の玉掛けの方法	玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作(安全作業方法を含む。) 合図の方法	6時間
関係法令	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)及びクレーン等安全規則中の関係条項	1時間

2. 技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
クレーン等の玉掛け	重量目測 玉掛用具の選定及び使用 0.5トン以上の重量を有する棒鋼（結束されていない棒鋼の束を含む。）、鋼板、丁字型の物、円錐の先端部を切った形の物、車輪型の物及び複雑な形の構造物についての玉掛け	4時間
クレーン等の運転のための合図	手、小旗等を用いて行う合図	1時間

3. 前項の実技講習は、10人以上の受講者を1単位として行うものとする。

(修了試験)

第3条 技能講習においては、修了試験を行なうものとする。

2. 前項の修了試験は、技能講習の学科講習の科目について、筆記試験又は口述試験によつて行なう。
 3. 前項に定めるもののほか、修了試験の実施について必要な事項は、労働省労働基準局長の定めるところによる。

クレーン取扱い業務等特別教育規程

昭和47・9・30 労働省告示118号
 改正 昭和53・9・29 労働省告示107号

(クレーンの運転の業務に係る特別の教育)

第1条 クレーン等安全規則（以下「クレーン則」という。）第21条第1項の規程による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2. 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 作動装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱い方法	3時間
原動機及び電気に関する知識	電気に関する基礎知識 電動機 開閉器、コントローラー等電気を通ずる機械器具 電路の点検及び補修 感電による危険性	3時間
クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 重心 荷重 ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	2時間
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及びクレーン則中の関係条項	1時間

3. 第1項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
クレーンの運転	重量の確認 荷のつり上げ 定められた経路による運搬 荷の卸し	3時間
クレーンの運転のための合図	合図の方法	1時間

移動式クレーンの運転の業務に係る特別の教育
 デリツク運転の業務に係る特別の教育
 建設用リフトの運転の業務に係る特別の教育
 (玉掛けの業務に係る特別な教育)

(省略)
 注「クレーン等安全規則
 の解説」を参照下さい。

第 5 条 クレーン則第222条第 1 項の規程による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2. 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科 目	範 囲	時 間
クレーン、移動式クレーン及びデリツク(以下「クレーン等」という。)に関する知識	種類及び型式 構造及び機能 安全装置及びブレーキ	1 時間
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 簡単な図形の重心及び物の安定 摩擦 重量 荷重	1 時間
クレーン等の玉掛けの方法	玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作(安全作業方法を含む。) 合図の方法	2 時間
関係法令	法、令、安衛則及びクレーン則中の関係条項	1 時間

3. 第 1 項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科 目	範 囲	時 間
クレーン等の玉掛け	材質又は形状の異なる 2 以上の物の重量目測玉掛用具の選定及び玉掛けの方法	3 時間
クレーン等の運転のための合図	手、小旗等を用いて行なう合図の方法	1 時間

揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習、
 移動式クレーン運転実技教習及び
 デリツク運転実技教習規程

(省略)
 注「クレーン等安全規則
 の解説」を参照下さい。

() 設置報告書

事業の種類			
事業の名称			
事業の所在地	(電話)		
設置地			
種類及び型式			
つり上げ荷重	t	設置予定年月日	年 月 日
製造者名		製造年月日	年 月 日

大 阪 府 労 働 基 準 監 督 署 内 共 同 設 置 報 告 書

年 月 日

報告書 氏名

㊤

労働基準監督署長殿

- 備考 1 表題の()の内には、クレーン又は移動式クレーンの別を記入すること。
 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

() 設置報告書

事業の種類			
事業の名称			
事業の所在地	(電話)		
設置地			
種類及び型式			
つり上げ荷重	t	設置予定年月日	年 月 日
製造者名		製造年月日	年 月 日

大 阪 府 労 働 基 準 監 督 署 内 共 同 防 護 課 設 計 課

年 月 日

報告書 氏名

㊤

労働基準監督署長殿

- 備考 1 表題の()の内には、クレーン又は移動式クレーンの別を記入すること。
 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

() 設置報告書

事業の種類			
事業の名称			
事業の所在地	(電話)		
設置地			
種類及び型式			
つり上げ荷重	t	設置予定年月日	年 月 日
製造者名		製造年月日	年 月 日

大 阪 府 労 働 基 準 監 督 署 内 共 同 設 置 報 告 書

年 月 日

報告書 氏名

㊤

労働基準監督署長殿

- 備考 1 表題の()の内には、クレーン又は移動式クレーンの別を記入すること。
 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。



本社・営業部 〒589-8502 大阪狭山市岩室2丁目180番地 ☎(072)365-7771
札幌営業所 〒003-0029 札幌市白石区平和通3丁目北2番18号 サンシャイン502 ☎(011)558-3001
仙台営業所 〒983-0044 仙台市宮城野区宮千代3丁目8番26号 ☎(022)284-5610
北関東営業所 〒360-0021 埼玉県熊谷市平戸1982-2 ☎(048)527-3086
東京営業所 〒135-0004 東京都江東区森下5丁目5番10号 ☎(03)3633-0176
名古屋営業所 〒462-0051 名古屋市北区中切町字石原820番16号 ☎(052)916-1801
大阪営業所 〒589-8502 大阪狭山市岩室2丁目180番地 ☎(072)365-7771
広島営業所 〒733-0012 広島市西区中広町1丁目5番23-101号 ☎(082)292-6775
福岡営業所 〒816-0973 福岡県大野城市横峰2丁目19番26号 ☎(092)595-8880

<https://www.elephant.co.jp>